

1 事業名

所沢市国民健康保険条例の一部改正

2 事業の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定等について、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正等に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

国民健康保険法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第107号 所沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第15条 所沢市は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第15条 所沢市は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。